

中小企業振興条例研究（第5回）

平成23年11月2日（水）滋賀県厚生会館別館4階大会議室にて、立命館大学と滋賀県との連携による「中小企業振興条例研究」の第5回共同研究会を開催し、32名の出席をいただきました。

今回は、『地域産業政策と中小企業振興基本条例』と題して、慶應義塾大学経済学部の植田浩史教授から講演をいただいたうえ、質疑応答・意見交換を行いました。

植田教授は、近年、全国各地で制定されている中小企業振興条例の制定や条例制定後の中小企業振興施策に数多く関わっておられます。

以下、講演を抜粋して紹介します。

中小企業振興基本条例の経緯

中小企業振興基本条例の実質的なスタートは、1979年制定の東京都の墨田区の条例だと言われている。墨田区は、高度成長期に都内最大の中小製造企業が集積した地域であったが、70年代のドルショック、石油ショックで事業所数が減少した。中小企業（特に製造業）の減少が地域経済・社会にとって大きな影響を与えるという危機感から、条例をつくった。墨田区の条例の意義は、自治体が独自に中小企業を振興しようという例が少ない中で、自治体独自の積極的な対応を明確にしたこと。地域企業の具体的な姿を調査し、現実の状況に対応した施策を検証しようとしたこと。専門家、地域企業等による振興会議を設置し、中小企業振興のための議論と具体策検討の場を設けたこと。条例、実態調査、振興会議の3点セットが地域の中小企業振興を進めていく上で非常に有効であるし、現在においても、墨田区が中小企業振興の一つのモデルになっているという背景は、この3点セットである。

その後、本格的にこういった条例が作られるのは、2000年に入ってから。その背景にあるのは、1つは、1999年の中小企業基本法の改正。改正前の基本法では、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。」と規定され、事実上、地方は、国が施策を考えて、それを実行する役割と位置づけられていた。それが、抜本的に改正され、それぞれの地域に合った形で、施策を考えて、実行しなければならないという形になった。2つめの広がりとしてあるのは、地域経済の要としての中小企業の位置づけが重視されるようになってきている一方で、地域経済が疲弊して、それに対する危機感が高まってきていることである。

条例の意義と役割

条例の一般的意義として、1つは、自治体組織内部に、自治体の中小企業振興に対する姿勢を明確にしていくということ。全ての施策、部署は中小企業振興を重視するということを明言すること。2つめが、地域内の企業や自治体の外部に、「この地域では中小企業は大事にされる」ということをPRしていくこと。3つめは、首長や行政の担当者が変わっても、自治体の姿勢は変わらないことを担保する。中小企業を大事にする姿勢・体制は維持できるということ。

戦略的意義（条例を戦略的に活用していくときにどんなことが考えられるか）として、1つは、中小企業振興の位置づけを強化させるという意味で、自治体における中小企業振興施策を他の分野の行政（都市計画、教育、雇用等）と関連性をもって進めていきたい場合に活用できる。もう1つは、地域経済振興策としての中小企業振興施策の重視。特定の地域内産業をどのように発展させるのかを課題とするのが、地域産業振興政策。それに対して、中小企業振興政策は、産業に関係なく、中小企業の操業、創業、経営に関係する振興政策。これまで、国も自治体もこういった枠組みで政策をもっていたかということ、産業ベースである地域産業政策。しかし、最近、既存の枠組みでの対応が難しくなっている場合が多い。この地域産業振興から中小企業振興という枠組みに変えていくことにも、この条例は活用できる。

産業ベースの地域産業振興が問題になったのは、今回の東日本大震災で示された、被災地における水産加工産業振興の復活、復旧作業である。津波にやられた被災地というのは、魚をとって、それを加工して、

売り出していくという地域が多い。しかし、漁業の管轄は農林水産省、漁港の管理は国土交通省、魚の加工・販売は中小企業なので、経済産業省の管轄になる。今回、最初にある程度復旧が進んだのが漁船で、全国から支援が来て、漁船が集まった。ところが、漁船が集まって、魚をとってきても、魚を保管する場所がない。港が整備されていない。さらに、港ができて冷蔵庫がない。冷蔵庫がないと、魚が保管できないので、二束三文でしか売れない。魚をとってきても、全体の水産業の復興には全く結びつかないという状況が待っている。本当は、それぞれの地域の中で、行政なり経済団体が、一貫したバリューチェーンで水産業というものを育てていくべきだが、縦割りりで産業ごとに分かれていると、それができない。これが、今の地域産業という形の縦割りの限界である。

条例制定後の問題、これからの自治体における中小企業振興の課題

条例制定後の問題がある。1つめの問題として、あまり中身を詰めないままできた条例。条例というのは、一般的には理念条例であるので、どうしても内容的には抽象的になる。だから、条例ができて、そのままでは何も進まないというのが欠点でもある。条例で何をするのか、何がかわるのか、誰がどのように関わるのか等に関する展望がないまま条例ができ、何も変わらないというのが少なくない。やはり、条例制定前に、関係者（行政、中小企業の経営者、経済団体、専門家等）の間で徹底した議論と問題意識の共有がされておかないと、条例ができただけで終わる可能性がある。2つめの問題として、中小企業振興や地域経済政策における目標設定の難しさがある。今のように、環境が厳しいときには政策が求められるが、効果は数字に出にくいのが特徴。目標は議論の上、設定し、毎年の対応と結果との関係は慎重に検討することが大事。単純な数字上の成果になじまないということ意識していかないといけない。3つめは、政策、条例の内容は広がりを持っていないといけない。しかし、条例には一般的なことしか書かれていないから、そこにかげられた思い、条例に基づいて何が実行できるか、そういった展望、イメージは長い時間の議論を得て共有化されていくものなので、どうしても長い時間の議論というのがベースになる。そうしてできた展望、イメージをどうやって広がりを持って共有化させていくのかは結構難しい問題。4つめの問題が、中小企業振興、地域経済振興における県レベルと市町村レベルでの役割の違いがあるが、実際の条例ではあまり意識されていないということ。県としては、市町村をリードしていくような意味をもっているもの、県が実効性の面で優位にある課題、県ができないこと、などを意識する必要がある。

これからの自治体における中小企業振興の課題として、条例によって中小企業振興、中小企業を柱にした地域経済の構築を図っていくためには、中小企業課というものあってもいいのではないかと。また、経済のグローバル化、グローバル競争の激化の時代に耐えられる中小企業づくり、地域づくりのためには、グローバルという場面で差別化能力・競争力を持つ企業、地域という文脈の中で価値を持つ企業の2つのタイプの必要性を考える必要があるのではないかと。



植田 浩史 教授



研究会の様子